

# 仕様書

## 第1 件名

令和6年度 TOKYO 周穫祭 2024 の企画運営業務委託

## 第2 履行期間

令和6年4月26日から令和7年1月31日まで

## 第3 スケジュール

- ・令和6年 5月 出展団体募集開始（予定）
- ・令和6年 9月 特設サイト公開（予定）（～令和6年11月末まで）
- ・令和6年11月 イベント開催

## 第4 事業目的

東京の各地域の観光に関して、多摩・島しょエリアだけでなく区部も含めた一体的な情報発信の機会は少なく、各地域の観光地として魅力を十分に知られていない現状がある。

こうした現状を踏まえ、都内の観光協会等と連携し、地域の特産品の販売や、地域の観光 PR 及び疑似旅行体験等を東京一丸となって実施することで、東京の観光地としての魅力を効果的に発信し、都民及び観光で訪れた都外からの観光客への誘客拡大を図り、観光を通じた地域の活性化に繋げていく。さらに、地域住民が地域の魅力を改めて認知する機会を創出することで、街への誇り・愛着を深めることを目的とする。

## 第5 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

## 第6 イベント「TOKYO 周穫祭 2024」の概要

会 期：令和6年11月16日（土）10時～18時 ※観光協会ブース17時まで  
11月17日（日）10時～17時 （時間は予定）

会 場：東京国際フォーラム 地上広場 A～D、ロビーギャラリー（東京都千代田区丸の内 3-5-1）

主 催：公益財団法人東京観光財団

来場見込（想定）：30,000人（2日間合計）

## 第7 会場の規格等

- 1 東京国際フォーラム内の以下の会場については財団が予約済。

	会場名	予約日時
1	地上広場 A～D	11月15日（金）～17日（日）
2	ロビーギャラリー（観光疑似体験・ワークショップ等会場）	11月14日（木）23時～17日（日）

会場の規格等については、以下参照のこと。

地上広場：<https://www.t-i-forum.co.jp/organizer/facilities/square/>

ロビーギャラリー：<https://www.t-i-forum.co.jp/visitors/facilities/lobby/>

- 2 上記以外に必要な会議室・備品・装飾品・機材・設備等があれば受託者が手配を行うこと。
- 3 1で予約済の会場利用料、2に伴う一切の費用及び食材保管の冷蔵庫、原状回復のための清掃費、光熱水費、ごみ処理費用、警備費用等の費用は本委託費に含む。

## 第8 委託内容

### 1 事業実施体制の構築

受託者は本事業を円滑に実行しうる体制を整えること。また当該体制内に統括責任者とタスク管理者を設置し、財団へ連絡すること。

#### (1) 統括責任者

統括責任者は、本委託業務の全体を統括し、関係機関との連絡調整を含めた全体の進捗管理等の統括を行うと共に、財団からの依頼を各部門に周知徹底するなど、本委託業務の円滑かつ適切な遂行に努めること。

また本委託業務の円滑な遂行を阻害する内外のリスクを特定し、その発生可能性、影響度及びリスク軽減策等を整理・分析し、その対応について適宜財団に提案するとともに、その結果を本委託業務の改善に反映させること。

その他、財団から報告を求められた場合や是正を求められた場合など、財団から何らかの申し入れを受けた場合は、速やかな対応を措置すること。

#### (2) タスク管理者

タスク管理者は本委託業務の実施に際して生じた各種課題等について一元的に整理した「タスク管理表」を作成し統括責任者を補佐するとともに、本委託業務の円滑かつ適切な遂行に向け、本事業関係者に対し、タスク等の処理について適宜スケジュール管理やリマインド等を行うこと。

### 2 イベント事務局の設置・運営

#### (1) イベント事務局の設置

事業全体の進行や進捗を管理する事務局を設置すること。イベント全体の管理・運営を行うこと。運営マニュアルを作成し、財団と協議の上、内容を決定すること。

#### (2) 事業全体の進行管理、連絡調整全般

事業全体の進行を管理し、運営に係る一切の業務を行うとともに関係機関との連絡調整を行うこと。円滑に事業を遂行できるように本事業に係る担当者を適切に配置し、責任体制を明確にすること。またイベント開催にあたっては十分な人員であつること。

#### (3) 打ち合わせの実施

本事業にかかる情報共有等のため、財団と定期的に打ち合わせを行うこと。なお打ち合わせ後5営業日以内に議事録を作成し、提出すること。

#### (4) 運営に係る全体計画の策定

履行開始後5営業日以内に、本事業を実施するための詳細な業務実施計画書（任意様式）を提

出すること。

(5) イベント開催期間中のスタッフおよび警備について

ア 会場の規模や業務量に応じ、適切な数の会場スタッフを配置すること。

イ 英語対応が可能な会場スタッフを各日最低1人以上配置し、常時対応できる体制を整えること。また、必要に応じて通訳を行うこと。

ウ 会場スタッフは統一的な服装とすること。

エ 夜間、ブース内の物品や備品を管理するための警備員を配置すること。

(6) 悪天候時も基本的に予定されている企画は全て実施する。雨天・防風対策は、ブース運営や商品管理に関わるため万全な対策を講じること。天候に影響を受ける企画については雨天・防風・防寒対策をすること。

(7) イベント実施に係る賠償責任保険、傷害保険に加入すること。

(8) イベント実施に必要な許認可（建築基準法、食品衛生法、消防法、酒類関係等）について関係機関と事前協議し取得すること。取得にあたっては道路交通法等の関係法令や施設使用の利用規約等を遵守すること。各種申請等の提出を行う際には各関係機関への十分な連絡調整を行うこと。

(9) 問い合わせ対応

本事業について、観光協会等から出展等について問い合わせがあった際には、適切に対応すること。また、都民等からの問い合わせへの対応を電話及びメールにて行うこと。なお、設置にあたり、電話回線（1回線以上、携帯電話番号は不可）及びメールアドレスを設けること。設置した電話番号及びメールアドレスは、決定後速やかに財団に報告すること。

なお、イベント開催期間中は、土曜日、日曜日及び祝日も含め終日対応すること。

(10) トラブル対応

万が一、事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに財団へ報告すること。

(11) メディア取材対応、許可申請

メディアによる取材、撮影が入る場合、対応可能な体制を事前に構築しておくこと。

(12) 本イベントの記録

ア 本イベントの記録のため写真撮影や録画等を行うこと。

イ 写真等は、PR用の広報素材としても使用するため、これらの用途としても活用できるよう、著作権等の処理を行った上で納品すること。写真等の納品方法等は別途指示する。

### 3 イベントの企画

以下の内容を踏まえ、都内全域（23区・多摩・島しょエリア）の観光協会等による連携を促進し、本イベントに来場した国内外の旅行者が各地域の特産品及びご当地グルメや地酒などを楽しみ、ワークショップや観光疑似体験等を通じて、各地域への来訪意欲を喚起する企画とすること。

(1) 観光協会等の出展ブースの企画・運営

ア 観光協会等の参加方法は以下の2通りとし、各ブースを企画・運営すること。

## (ア) 会場参加

- ・会場参加希望協会等について、出展ブースを企画・運営すること。
- ・ブースは各地域の特産品販売、体験プログラム・旅行商品紹介等を行い、購買意欲を喚起するのにふさわしい展示・装飾とすること。なお、参加団体数は20団体程度を見込んでいる。
- ・観光協会等以外の参加団体は、観光協会からの推薦団体（自治体及び観光関連団体等）を優先するが、有益と思われる団体があれば提案すること。
- ・イベント当日は参加団体を適宜サポートすること。
- ・冷蔵品の販売を希望する協会等に対して5団体程度は冷蔵庫を手配すること。
- ・現地参加団体の出展に要する旅費、送料について、島しょエリアは1団体13万円、その他のエリアは1団体8万円を上限として実費を本委託費から負担すること。
- ・ご当地キャラクターの参加を希望する団体には別途、送料（実費）を本委託費から負担すること。また、会場内に更衣できる場所を用意すること。

## (イ) 資料参加

- ・事務局が運営するPRブースの企画・運営を行うこと。
  - ・会場出展できない観光協会等も当イベントに関わることができるように「資料参加」枠を設け、パンフレット等を集約し、イベント会場内で効果的に配布・PRを行うこと。
  - ・観光協会等及び東京都や財団等が制作したパンフレット等を活用し、都内の観光スポットや観光資源等の魅力を効果的にPRすること。パンフレットを単に羅列するのではなく、エリア別やテーマ別など工夫を施すこと。
  - ・モニターを設営して、観光協会等及び東京都や財団等が制作した動画を配信すること。
- イ 観光協会等を対象とした出展募集要領を作成し、出展申込を受け付けること。

ウ 参加する観光協会等向けに、出展に係る事前説明会を実施すること。説明会内で、前年度実績（来場者属性、特産品販売状況等）を案内し、イベントで地域の魅力を効果的にPRする情報発信の仕方や販売力向上に関するセミナーを実施すること。説明会の内容は録画し、後日視聴を可能とすること。

## (2) 観光協会等と連携した飲食エリアの企画・運営

観光協会や地域の飲食店等と連携し、都内各地域の特色あるご当地グルメやドリンク（地酒、島焼酎、クラフトビール、地域の特産品を使用したジュース等）をブースやキッチンカーで販売する飲食エリアの企画・運営をすること。実施にあたっては、以下の要素を取り入れるほか、会場内のゾーニングや装飾を含め集客力の高い魅力ある内容とすること。

### ア 東京の各地域ならではのおすすめグルメの提供

観光協会や地域の飲食店等と連携し、都内各地域の特色あるおすすめのご当地グルメをキッチンカーにおいて提供すること。料理を提供する店舗数は10店舗程度とし、区部、多摩、島しょの各エリアのバランスを考慮して選定すること。店舗が10店舗に満たない場合には、財団と協議の上、事業目的に合った集客力のある店舗の提案・交渉を行うこと。なお、料理には都内各地域の食材を1店舗あたり1つ以上活用したメニューを販売すること。また、1品あたりの販売価格は、来場者が比較的購入しやすい価格帯を考慮すること

(目安として1,000円を超えない程度)。

イ 東京の各地域おすすめのお酒(地酒、焼酎、クラフトビール、ワインなど)を提供するブースの設置

都内各地域で造られたおすすめのお酒を一同に揃え、ブースにおいて提供すること。提供されるお酒の種類や品揃えについては、区部、多摩、島しょの各エリアのバランスを考慮して選定し、お酒の特徴が分かる説明書き(POP、チラシ等)を用意すること。また、温かいお酒も提供すること。なお、沢山の種類のお酒を楽しんでもらうため、少量の飲み比べセットの提供を行うこと。

ウ 東京の各地域の特産品を使用したジュース及び温かい飲み物(お茶、スープ等)を提供すること。

### (3) 観光協会等と連携した特設コーナーの企画・運営

観光協会等と連携し、都内各地域の温泉・銭湯など湯めぐりをテーマとした特設コーナーを企画・運営すること。実施にあたっては、以下の要素を取り入れるほか、会場内のゾーニングや装飾を含め集客力の高い魅力ある内容及びイベント前後も含めた各地域への誘客促進となる内容とする。

ア 観光協会等へヒアリングするなど地域と連携して、区部、多摩、島しょの各エリアのバランスを考慮して対象を選定すること。

イ 各エリアの観光協会等が推薦する各地域の温泉・銭湯と周辺の観光スポットを紹介するアイテムを作成すること(例:まち歩きやハイキングと温泉紹介を組み合わせたリーフレットやマップ等(日本語・英語))。また、作成したアイテムはWEBサイトでの広報やイベント会場での配布とともに、当日ブースを出している協会と特設コーナーを連携する工夫を行うこと。

ウ イベントの賑わいを創出するために、コーナー内に足湯スペースを設置すること。

エ 企画に参加する観光協会等に対して、相互に各地域のSNS等で情報発信を行う等、地域間で広域連携する取組を行うこと。

オ 来場者に各地域の温泉・銭湯の認知度等のアンケート調査を実施し、各地域の観光施策の参考となるよう観光協会等に向けた報告書を作成すること。また、アンケート回答者の1日先着300名にノベルティ(例:温泉の素等)をプレゼントすること。

### (4) 観光疑似体験コンテンツの制作および体験コーナーの企画・運営

イベントへの集客及びイベント前後も含めた各地域への誘客促進と、財団が継続使用できる観光素材の蓄積を目的として、観光地としての東京の各地域の魅力を表現した観光疑似体験コンテンツを企画・制作し、イベント当日に実施する観光疑似体験コーナーの企画・運営を行うこと。

ア 疑似旅行体験コンテンツ用VR映像(360度動画)の企画・撮影・制作

(ア) 23区・多摩・島しょのエリアで3分程度の動画を計3本制作すること。

各エリア内で複数の地域や観光スポットを盛り込み(最低5か所以上)、都内各地の訪問のキッカケとなるよう、地域の魅力をしっかりと伝え、ストーリー性のある内容とすること。なお、島しょ地域の撮影は2~3島程度を想定している。

- 【テーマ例】 人力車等に乗って都心を巡るツアー、多摩アウトドア体験ツアー 等
- (イ) 最新の映像・音響技術を活用し、ドローン撮影も組み込む等、臨場感のある映像とすること。(解像度 4K 以上、フレームレート 60FPS 以上)
  - (ウ) WEB サイトや SNS での情報発信用に 15～30 秒程度に編集した動画を制作すること。
  - (エ) スポット紹介の記載等は日本語・英語を併記すること。
- イ 上記アの撮影時、カメラマンを同行させ、観光 PR 用写真として高解像度の写真を撮影すること。各撮影スポット 10 枚以上撮影し、納品すること。
- ウ 観光疑似体験コーナーの企画・運営
- ロビーギャラリーを活用して観光疑似体験コーナーの企画を以下の要素を取り入れて実施すること。
  - (ア) 上記アで作成した各コンテンツを効果的に体験できる会場レイアウトを作成すること。またコンテンツと連動した会場内装飾や案内板、撮影スポットを紹介する観光 PR 用チラシ(日本語・英語)等の制作を行うこと。
  - (イ) 当日の運営体制を明確にし、地上広場からの導線の確保や適切な誘導スタッフおよび運営スタッフの配置等を行うこと。
  - (ウ) 体験に必要な機材等は全て受託者が手配すること。
- (5) 都内各地の観光資源を使ったワークショップの企画・運営
- ロビーギャラリーを活用して、都内各地域の特色ある観光資源を活用したワークショップを企画・実施すること。
  - ア 親子連れや女性をメインターゲットとすること。
  - イ 5 種類程度(2 日間合計)のワークショップを各回 5～10 名程度の参加を想定し、1 日 7～8 回程度実施する想定とする。
  - ウ 実施にあたっては、都内各地域の特色ある観光資源を活用することとし、必要に応じて観光協会等へヒアリングするなど地域と連携しながら、都内各地の訪問のキッカケとなるような内容とすること。
  - エ 参加者の体験料は無料とし、講師や指導者等の招聘に係る謝金は本委託費に含めること。
- (6) 特産品販売ブースの企画・運営
- 都内各地域の特色ある特産品を販売するブースの企画・運営をすること。
  - ア 観光協会等へヒアリングするなど、観光協会や地域の事業者と連携して商品を選定すること。食品、工芸品など商品の種類は問わないが、イベント目的の来場者以外の通行人も購買意欲の湧くようなラインナップとすること。
  - イ 商品は、区部、多摩、島しょの各エリアのバランスを考慮して選定し、商品の特徴が分かる説明書き(POP、チラシ等)を用意するなど、事業目的を踏まえた工夫をすること。
- (7) イベント会場全体を周遊する企画・運営
- 来場者がイベント会場全体を楽しみながら周遊できる企画を以下の要素を取り入れて実施すること。なお、老若男女が参加できる内容とすること。
  - ア 観光協会等の出展ブース、飲食提供エリア、疑似旅行体験エリア等会場全体を周遊スポットとして設定すること。

- イ AR やオンラインスタンプ等を活用した謎解きやクイズやスタンプラリーなど、参加者が主体的に都内の地域の魅力を新しい地域の魅力の発見や気づきを得られる内容にすること。
- ウ 多くの参加者及び来場者を獲得するため、本企画の参加者に景品をプレゼントする内容にすること。なお、景品は、都内の宿泊・観光体験等チケット、特産品、お酒、アニメ・漫画、映画等チケットなど地域の魅力を感じられ、都内各地の訪問のキッカケとなるものにする。

(8) インフォメーションデスクの設置・運営

- ア ワークショップの予約や上記(7)で実施する企画の受付等、イベント全般の手配・問合せ窓口を設置すること。
- イ 来場者に以下を配布すること。
  - (ア) 会場全体図(日本語・英語)
  - (イ) 各コンテンツ内容や参加方法を記載したプログラム(日本語・英語)
  - (ウ) 購入商品等持ち帰り用のエコバッグ。お酒・特産品販売ブース等の購入者へ1日先着500名のプレゼントとする。なお、エコバッグはイベントのメインビジュアルを用い、イベント終了後も活用できる品質のものとする。

(9) 東京都との連携に関すること

都庁内関係部局等において別途実施する東京都の取組との連携について、必要に応じて財団と協議し実施すること。また、必要に応じて専用ブースを手配すること。

#### 4 本事業実施にかかる広報

(1) イベントのPR及び集客

- ア 本イベントのPR計画を作成し、PR活動及び集客活動を行うこと。計画は、別紙「令和5年度イベント来場者データ」を踏まえた上でターゲットに合致する広告媒体(交通広告やオンライン広告等)を選定し、具体的なスケジュールを策定すること。なお、イベントのPRのみではなく、事業目的に照らし、イベントを契機とした東京の観光地としての魅力発信と観光を通じた地域の活性化に留意すること。
- イ その他、本イベントのPR及び集客効果を高めるための工夫を凝らすこと(他のイベントと連携した広報の実施、相互集客の調整等)。
- ウ イベントのロゴ等は財団より昨年度のものを提供する。西暦など適宜修正を行うこと。

(2) WEBサイトの構築・運営

- イベント実施に合わせて令和6年9月前半頃までに専用ホームページ(日本語・英語)を開設し、イベント内容、各地域の特産品情報・出展者情報等を掲載すること。
- ア イベントの各企画を効果的にPRするコンテンツを作成・構築し、適切なタイミングで更新すること。
- イ モバイル端末、タブレット端末からも情報閲覧が容易なレスポンスデザインを取り入れること。
- ウ WEBサイトは受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は、WEBサイト運営が正常に行われるために必要な全てのサーバー保守、データバックアップ、ログ管理、モ

ニタリング等の管理を行うこと。

エ 不正アクセスによる情報の改ざん防止のため不正アクセス自動検知システムを利用すること。また、データ書換えの検出・通知設定を行うこと。

オ WEB サイト全体に対して、SSL を設置すること。

### (3) プレス・バイヤー等の招聘

イベントの周知及び特産品の販路拡大、都内各地への訪問のキッカケとなるための地域資源の情報発信を目的として、プレス・バイヤー等を各日複数名イベントに招聘し、各出展ブースや企画を案内する等、戦略的にメディア対応等を行うこと。メディアやバイヤーへのプロモート活動の他、本イベント実施期間及びその前後のメディア等への諸対応を含む。

### (4) インフルエンサーの起用

イベントの周知及び特産品の売上向上、都内各地への訪問のキッカケとなるための地域資源の情報発信を目的として、訴求対象や属性、エンゲージメント率等を踏まえた上で、効果的なインフルエンサーを複数名起用すること。イベント当日の招聘の他、イベント前後も効果的に情報発信すること。うち、1～2名程度は外国人インフルエンサーを起用すること。主なターゲットは在日外国人で、英語対応とする。

### (5) ポスター・チラシの作成

メインビジュアルを活用したポスター・チラシを作成し、効果的な配架先を選定し、配布すること。

### (6) SNS 等を活用した PR

財団が管理する X (旧 Twitter) 及び Instagram のアカウントを運営及び管理し、投稿・リポスト等の依頼に速やかに対応すること。イベント前後の PR に加え、撮影した制作物 (写真等) を活用した地域情報の発信も行うこと。なお、都内の体験や宿泊チケットや特産品等のプレゼントキャンペーンを 3～5 回程度実施するなど、フォロワー数の増加及び都内各地の訪問のキッカケとなる地域資源の効果的な広報活動を実施すること。運営に際してフォロワー数の増加やリーチ、リアクション数等の目標値を設定し、効果測定を実施すること。

X (旧 Twitter) <https://twitter.com/tokyosyukakusai>

Instagram [https://www.instagram.com/tokyo\\_syukaku\\_sai/](https://www.instagram.com/tokyo_syukaku_sai/)

## 5 アンケートの実施と効果測定

(1) 来場者、各コンテンツ参加者、出店者等の集計を行うとともに、来場者アンケート (来場者サンプルは各日 500 名で計 1000 名を目安) および参加団体アンケートを実施し、結果をとりまとめること。アンケートの実施に当たっては、事業目的に鑑み、本イベントの効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、事前に財団の承認を得た上で実施すること。アンケートは日本語・英語で、非接触でも回収できる手法と紙を併用し、老若男女が回答しやすい対応をすること。なお、来場者人数等はできるだけ正確に把握することが望ましい。

(2) WEB サイト公開後は、アクセス状況等について定期的に財団に報告すること。

(3) メディア、インフルエンサーの露出状況を財団に報告すること。

(4) 来場者及び参加団体等へ実施するアンケートやヒアリング内容、売上実績等を分析し、次年

度の事業に資するよう、アンケート等報告書を作成すること。また、アンケート等報告書の内容を履行期間終了日までに参加団体等へフィードバックを行うこと。

## 第9 納品・成果物

以下の成果物を財団に納品すること。

### 1 実施結果報告書

本事業の実施結果等について、報告書を作成し履行期間終了日までに紙（製本した報告書カラー3部）、並びに電子データ（DVDに収めたもの2部）で財団に提出すること。実施結果報告書には、業務スケジュール、アンケート結果、参加者数・売上金額、事業実施状況写真等を含むこととする。

### 2 上記第8「3（4）観光疑似体験コンテンツの制作および体験コーナーの企画・運営」にて制作した観光疑似体験コンテンツ

#### （1）納品物

##### ア VR(360度)動画

- ・YouTube や 360Channel などの VR 動画配信サービスにアップロード可能なファイル形式に変換したデータ
- ・2D 動画に変換したデータ(映像クオリティを最大限保つこと)
- ・動画シナリオ

##### イ 写真データ

#### （2）使用目的

##### ア 財団ホームページへの掲載

##### イ 財団が運営する各種 SNS（YouTube 等の動画サイトを含む）への掲載

##### ウ 財団が発行する広報物への掲載

##### エ 財団が実施する別事業での活用

##### オ 観光協会等への貸出

#### （3）使用期間

期間を定めない使用を想定する。納品物に出演者がおり、期間を定めない使用が困難な場合は財団と協議の上、決定すること。

### 3 その他、事業実施に関して作成した成果物

イベントのために作成したグッズ・ポスター等 各1部

## 第10 支払い方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき30日以内に委託料を一括で支払うものとする。

## 第11 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 第12 秘密の保持

受託者は、第11項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第11項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

## 第13 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

## 第14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) (1)の規定は、受託者の従業員、第11項の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

(3) (1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。

(4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

(5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。

(6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。

(7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

## 第15 個人情報保護等

- 1 「東京都個人情報取扱事務要綱」\*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」\*\*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」\*\*\*に定められた事項を遵守すること。

\*

[https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401\\_jimutoriyoukou.pdf](https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_jimutoriyoukou.pdf)

\*\*

[https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401\\_annzenkannrikijunimeji.pdf](https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_annzenkannrikijunimeji.pdf)

\*\*\*

[https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyo\\_0122.doc](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc)

2 「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。また、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に財団から承認を得ること。

(2) システム要件に係る事項

受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア (OS、ミドルウェア、データベース、ウィルス対策ソフト等) は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。

(3) 受託者は、財団又は東京都が実施するセキュリティ診断 (リスク評価、脆弱性診断、改ざん検知等) に協力すること。ただし、診断の結果の対応については、別途財団と受託者で協議し決定する。

3 本事業において保護すべき「個人情報」について特に以下の事項に留意すること。

・本事業を通じて得たイベント参加者やSNS等を通じて得た氏名/連絡先/メールアドレスなど

・当財団職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名/メールアドレスなど

・他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IPアドレスなど) も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

4 本事業の遂行に当たり第11項により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。

## 第16 その他

1 受託者は、委託事業の開始にあたって、実施体制及びスケジュールを財団に提示し、財団の了承を得ること。また、財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、財団の確認を得ること。

- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。
- 4 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

■連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 2 階

電話：03-5579-2682